

国家資格「公認心理師」の養成について

「公認心理師」資格とは？

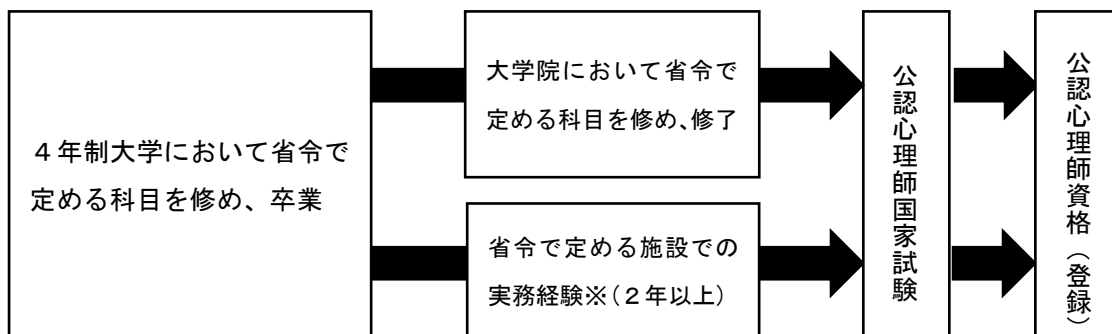
公認心理師とは、登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識および技術をもって、次に掲げる行為を行うための資格です。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供を行うこと。

※医師や看護師のような業務独占ではなく、名称独占資格です。

「公認心理師」資格の取得方法

資格取得には、4年制大学において文部科学省・厚生労働省令(以下、省令)に定められた科目の単位を修得して卒業後、大学院において省令で定める科目を修めて修了するか、省令で定める施設において2年以上の実務経験(※)を積むことで国家試験の受験資格が得られます。



※「実務経験」においては、省令で定める施設において、文部科学省・厚生労働省が認めるプログラムのもと、公認心理師法に基づく大学院と同等以上の専門的な知識および技能を修得することが必要です。

本学「公認心理師」養成科目について

- 本学で公認心理師国家試験受験資格を得るためには、健康科学部心理学科(通学または通信教育課程)で25科目、大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程臨床心理学コースで10科目を修得する必要があります(開講科目確認申請中)。
- 公認心理師国家試験受験資格を得るためには、学外施設等で行う実習科目の履修も必要になります。具体的には、上記の本学科目のうち、健康科学部心理学科(通学または通信教育課程)の「心理実習」、大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程臨床心理学コースの「臨床心理学Ⅰ(心理実践実習)」等の履修が必要です(別途実習費用の納付が必要となる予定)。
- 公認心理師対応の新科目は、本学健康科学部心理学科(通学または通信教育課程)および本学大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程臨床心理学コースの、2018年度1年次入学者から開講されます。
- 本学大学院健康科学研究科健康科学専攻修士課程臨床心理学コースでは、臨床心理士試験受験資格も取得可能です。「公認心理師」「臨床心理士」のダブル資格の取得をめざすことができます。